

第3 参考資料

当初予算(一般会計) 年度別伸率の状況

(単位:%)

年度	規模	県税	県債	構成比	
				県税	県債
平17	96.6	105.9	<71.1> 71.1	49.0	<7.7> 11.6
平18	103.0	105.0	<103.2> 99.1	49.9	<7.7> 11.2
平19	101.4	118.7	<91.4> 92.9	58.4	<6.9> 10.2
平20	100.4	103.7	<99.7> 94.8	60.3	<6.9> 9.6
平21	《96.7》 101.1	71.2	<77.7> 176.1	42.5	<5.3> 16.8
平22	98.5	89.5	<75.4> 104.4	38.6	<4.0> 17.8
平23	101.0	101.9	<93.4> 89.4	38.9	<3.7> 15.8
平24	99.4	100.2	<95.2> 104.8	39.2	<3.6> 16.6
平25	98.8	103.6	<100.7> 100.2	41.1	<3.7> 16.8
平26	[102.7] 106.0	119.1	<116.8> 82.9	46.2	<4.0> 13.2
平27	[102.2] 105.1	101.1	<124.1> 105.6	44.4	<4.8> 13.2
平28	[100.5] 101.7	113.1	<93.3> 65.6	49.4	<4.4> 8.5

注1 「県債」の欄の< >は、臨時財政対策債、減税補填債、退職手当債、調整債、除却債及び減収補填債(特例分)除きの計数。

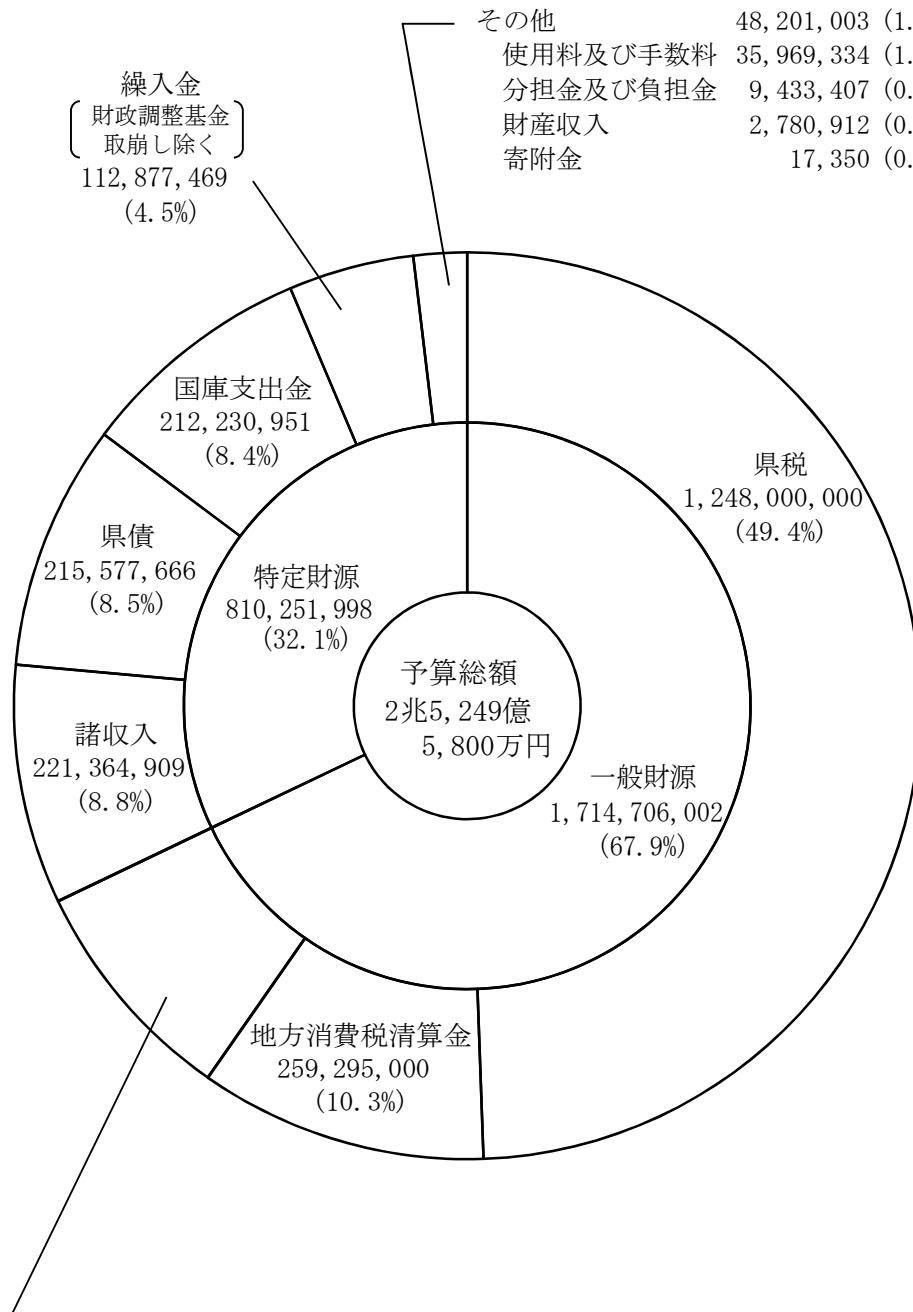
2 平成21年度の《 》は県税過誤納還付金及び還付加算金の増加分を除いた場合の計数。

3 平成23年度は6月補正後の計数。

4 平成26年度以降の[]は、地方消費税関連支出(地方消費税市町村交付金、地方消費税都道府県清算金及び地方消費税徴収取扱費)を除いた場合の計数。

歳入予算の一般財源・特定財源内訳(一般会計)

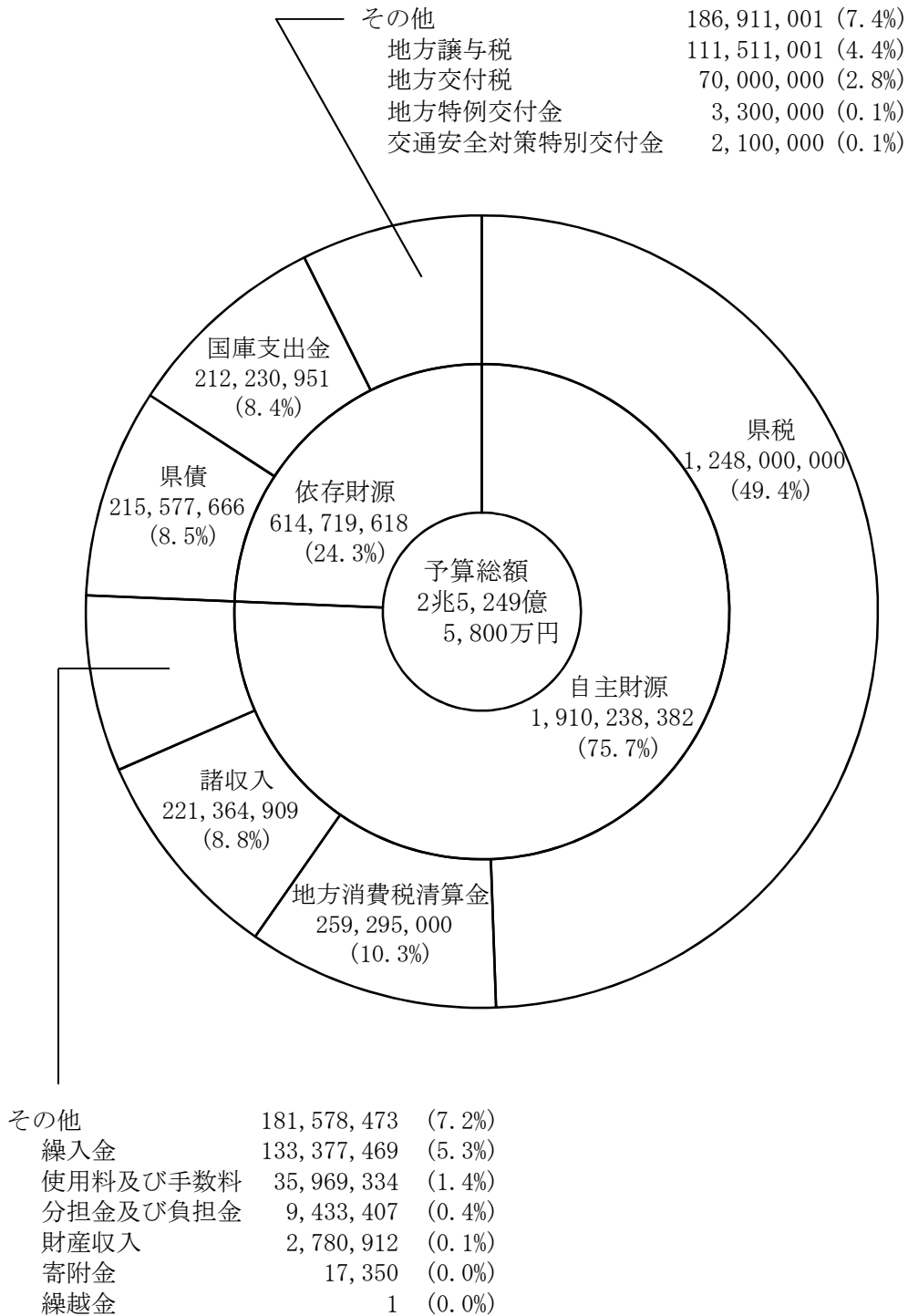
(単位:千円)



その他	207,411,002	(8.2%)
地方譲与税	111,511,001	(4.4%)
地方交付税	70,000,000	(2.8%)
財政調整基金取崩し	20,500,000	(0.8%)
地方特例交付金	3,300,000	(0.1%)
交通安全対策特別交付金	2,100,000	(0.1%)
繰越金	1	(0.0%)

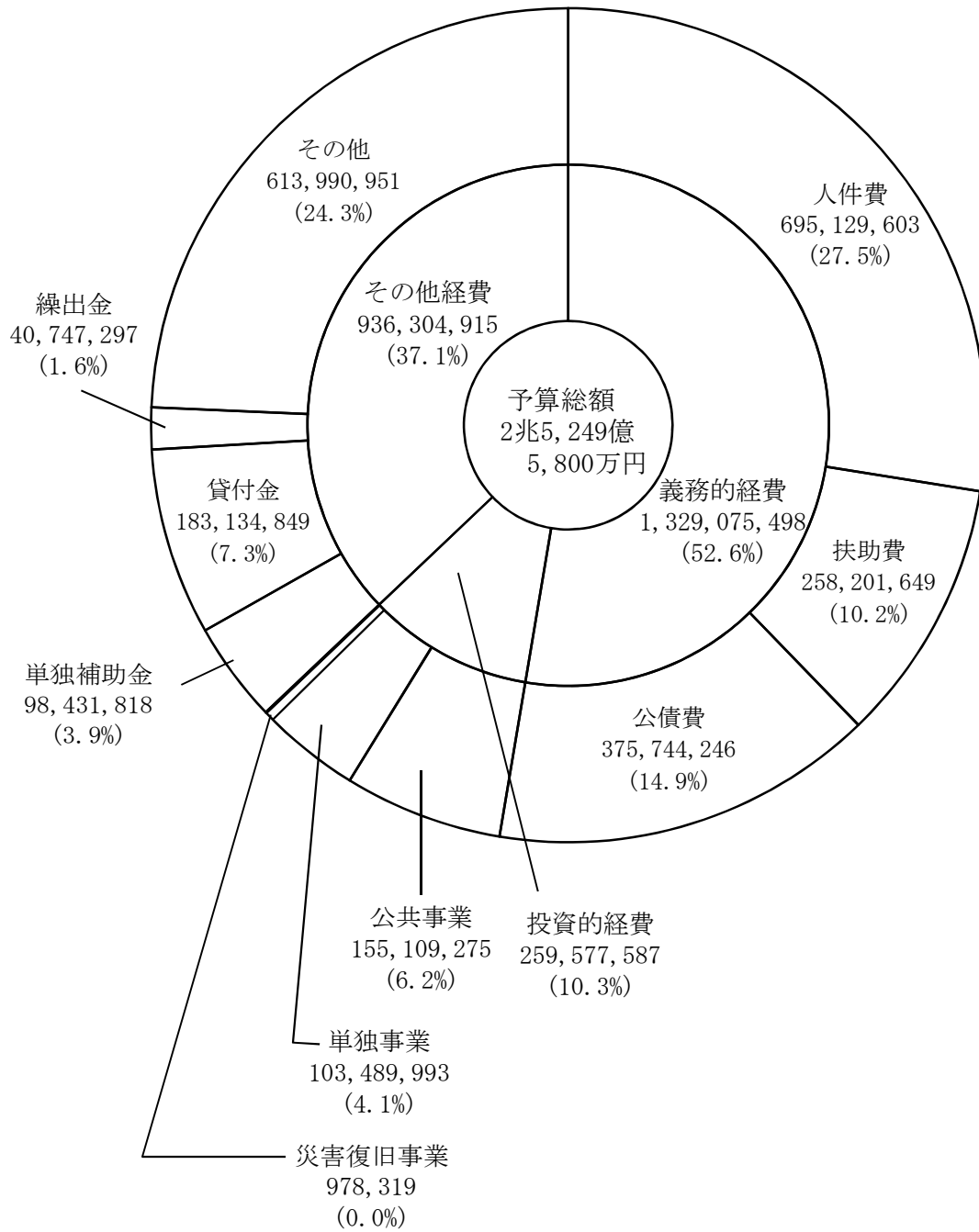
歳入予算の自主財源・依存財源別内訳(一般会計)

(単位:千円)



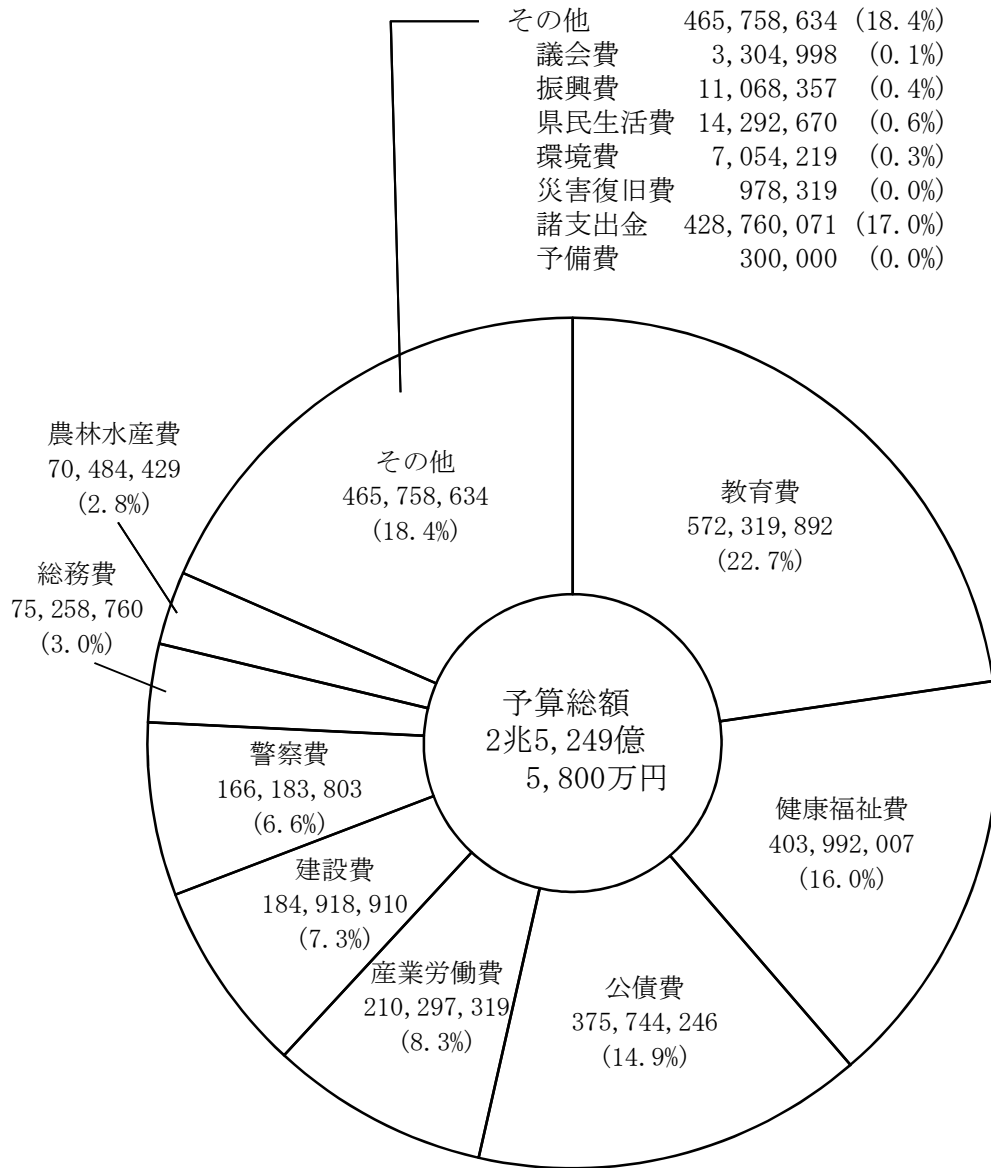
性質別歳出の状況(一般会計)

(単位:千円)

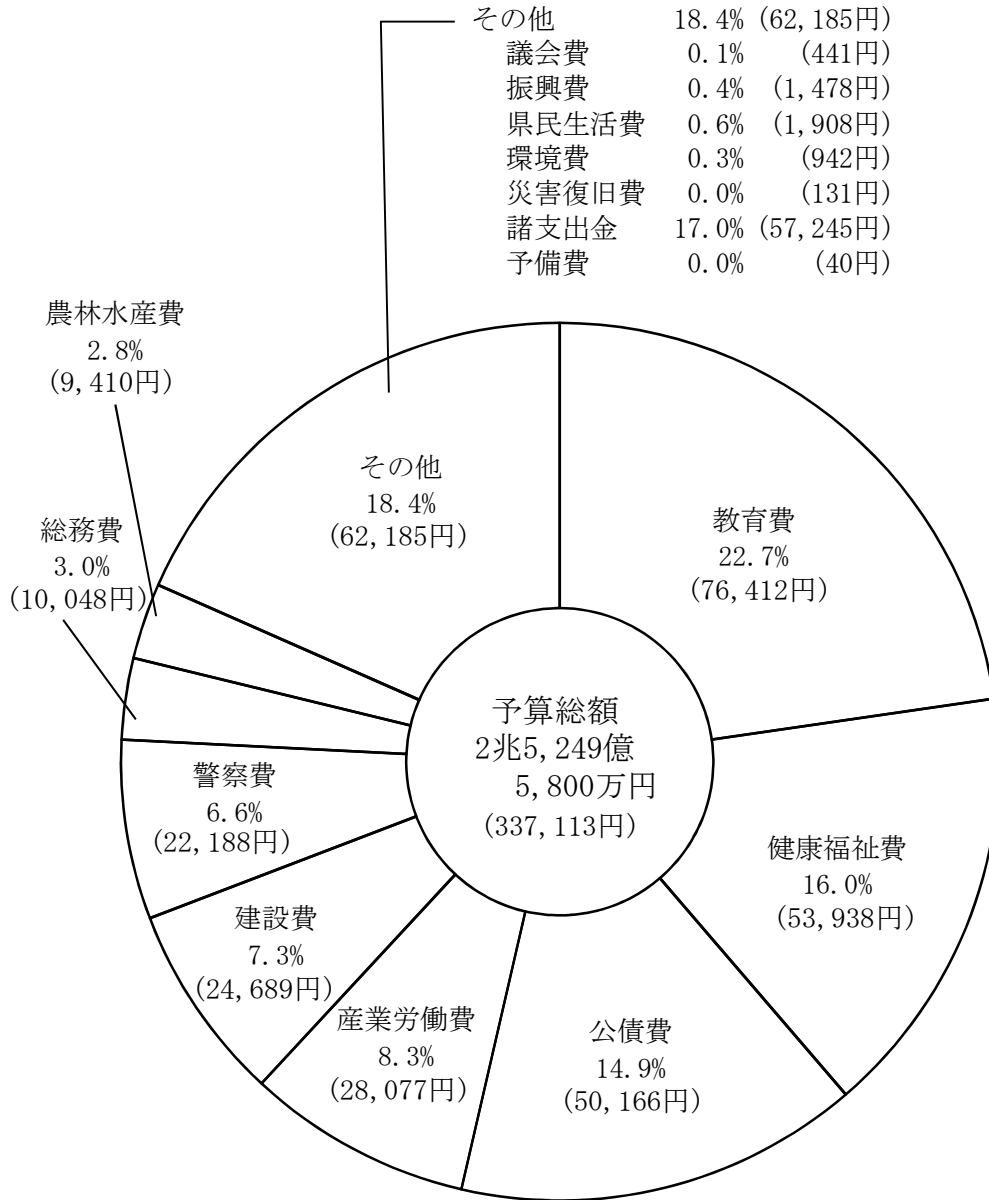


目的別歳出の状況(一般会計)

(単位:千円)

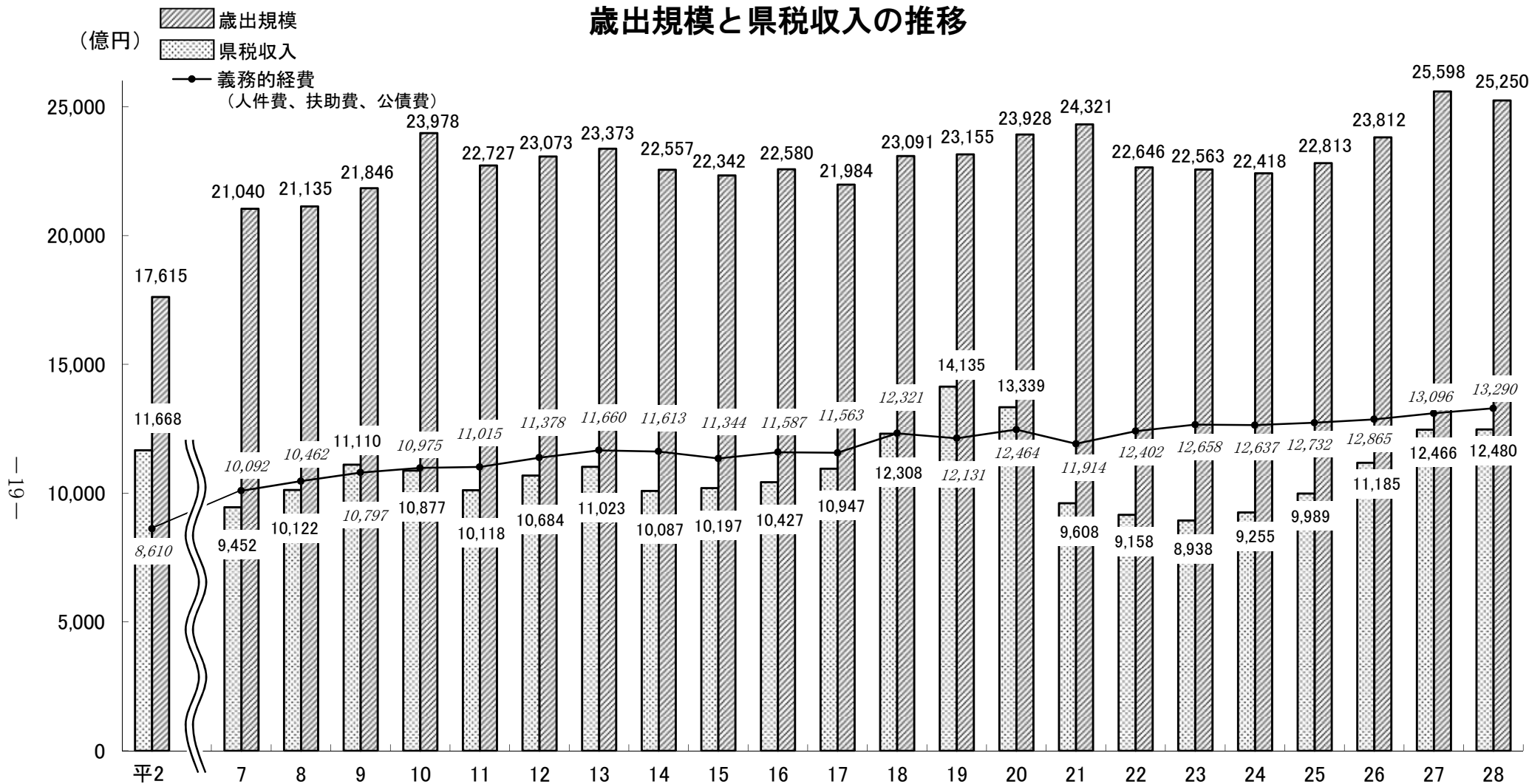


目的別歳出の状況(一般会計) 県民一人当たりの歳出額



平成27年1月1日住民基本台帳人口 7,489,946 人

歳出規模と県税収入の推移

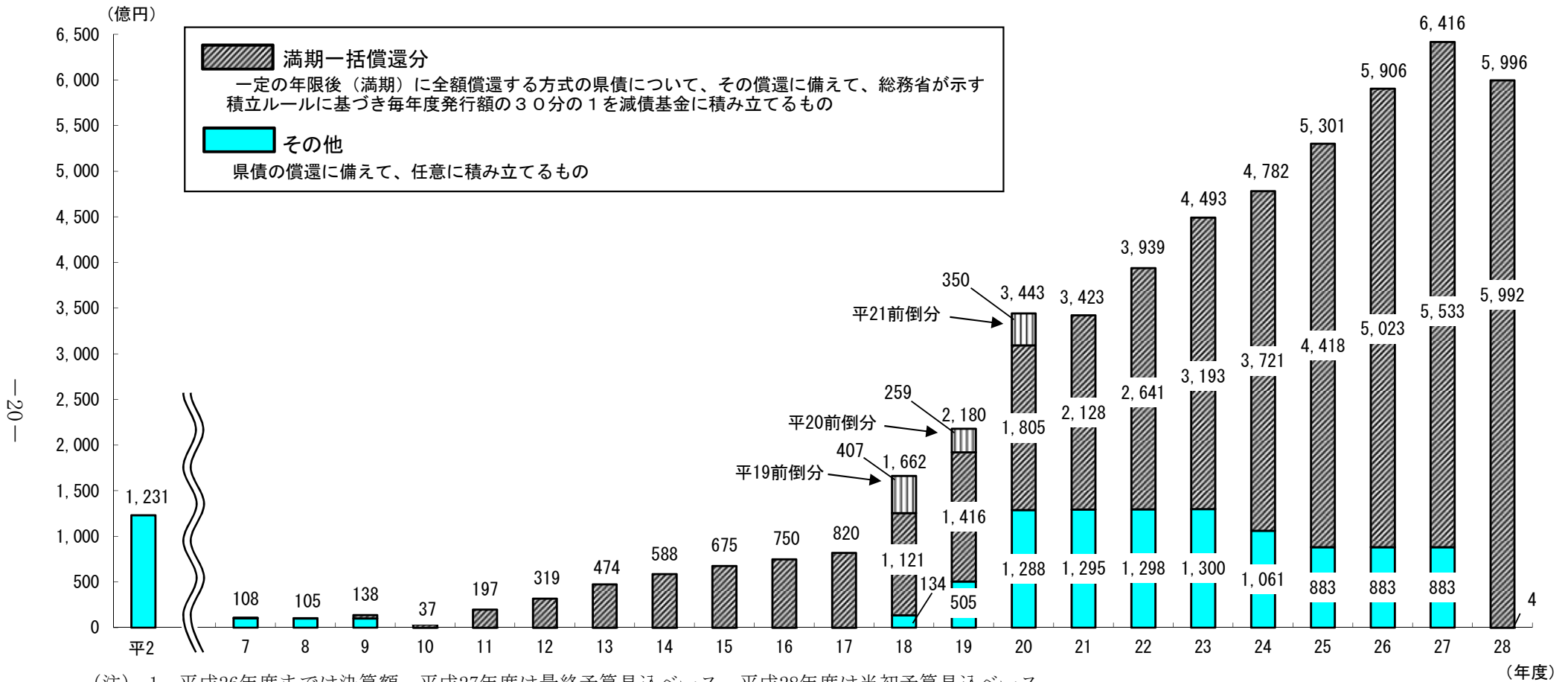


(注) 1 平成26年度までは決算額。平成27年度は最終予算見込額。平成28年度は当初予算見込額。
 2 歳出及び義務的経費は借換債除きの規模。(義務的経費は最終予算額)

○ 平成28年度の県税収入は、平成27年度最終予算見込額と同程度の規模にとどまる。
 ○ 扶助費などの義務的経費の増加は続く。

基金残高の推移

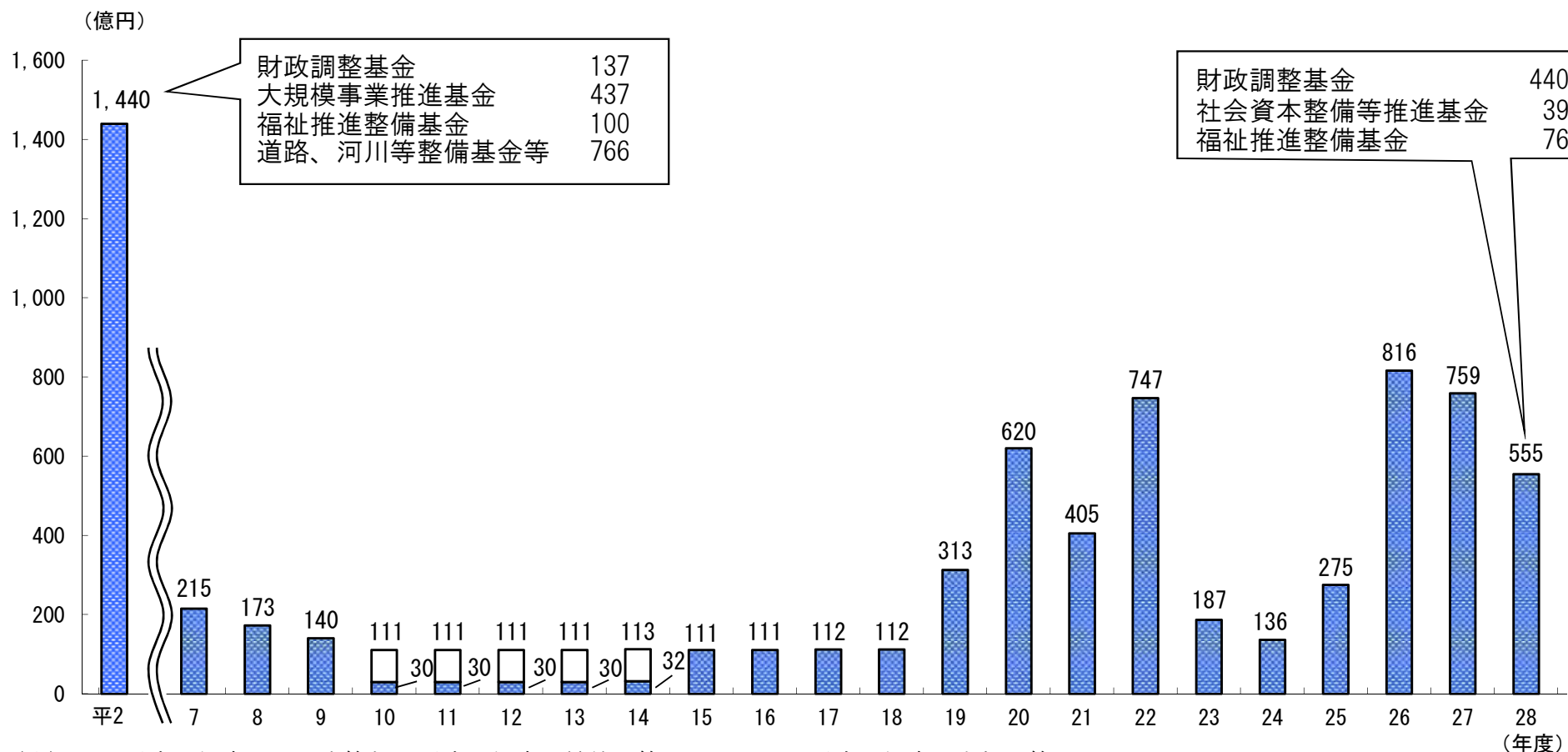
1 減債基金



- (注) 1 平成26年度までは決算額。平成27年度は最終予算見込ベース、平成28年度は当初予算見込ベース。
 2 財源対策債等償還基金（6年度に減債基金に引継ぎ）を含んでいる。
 3 ■■■ 部分は、翌年度の満期一括償還ルール積立の前倒し積立額

○ 満期一括償還分については、将来の償還に備え、毎年度の所要額を確実に積み立てている。
 ○ 県が任意に積み立てる「その他」分は、平成27年度に予定していた取崩し880億円を2月補正で取り止めることができたものの、平成28年度の収支不足対策として、当初予算において全額を取り崩して再活用。

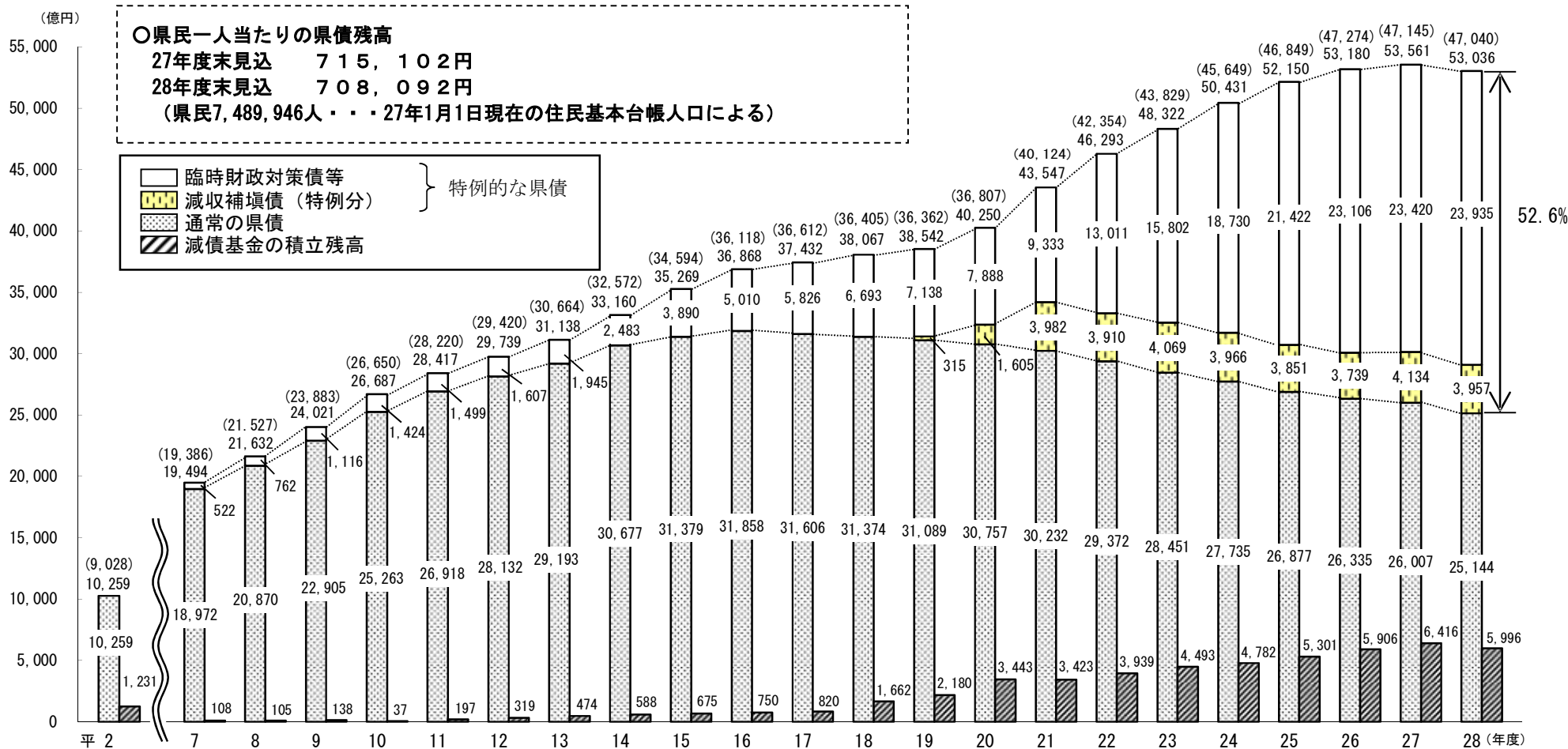
2 その他の取崩し型基金



- (注) 1 平成26年度までは決算額。平成27年度は最終予算見込ベース、平成28年度は当初予算見込ベース。
 2 本表の「取崩し型基金」は、財源調整に用いる基金としており、平成12年度以降、財政調整基金、社会資本整備等推進基金及び福祉推進整備基金の合計としている。
 3 白抜きは、繰入運用を示す。(平成10～14年度 81億円)

○ 財政調整基金は、平成27年度に予定していた取崩し375億円のうち、2月補正で318億円の取止めができたものの、平成28年度当初予算で205億円を取崩し。
 ○ 本県の財政は、年度中の税収増や歳出の削減等により基金残高をできる限り回復し、翌年度に再活用するという対応を繰り返しており、引き続き厳しい財政状況が続いている。

県債残高の推移

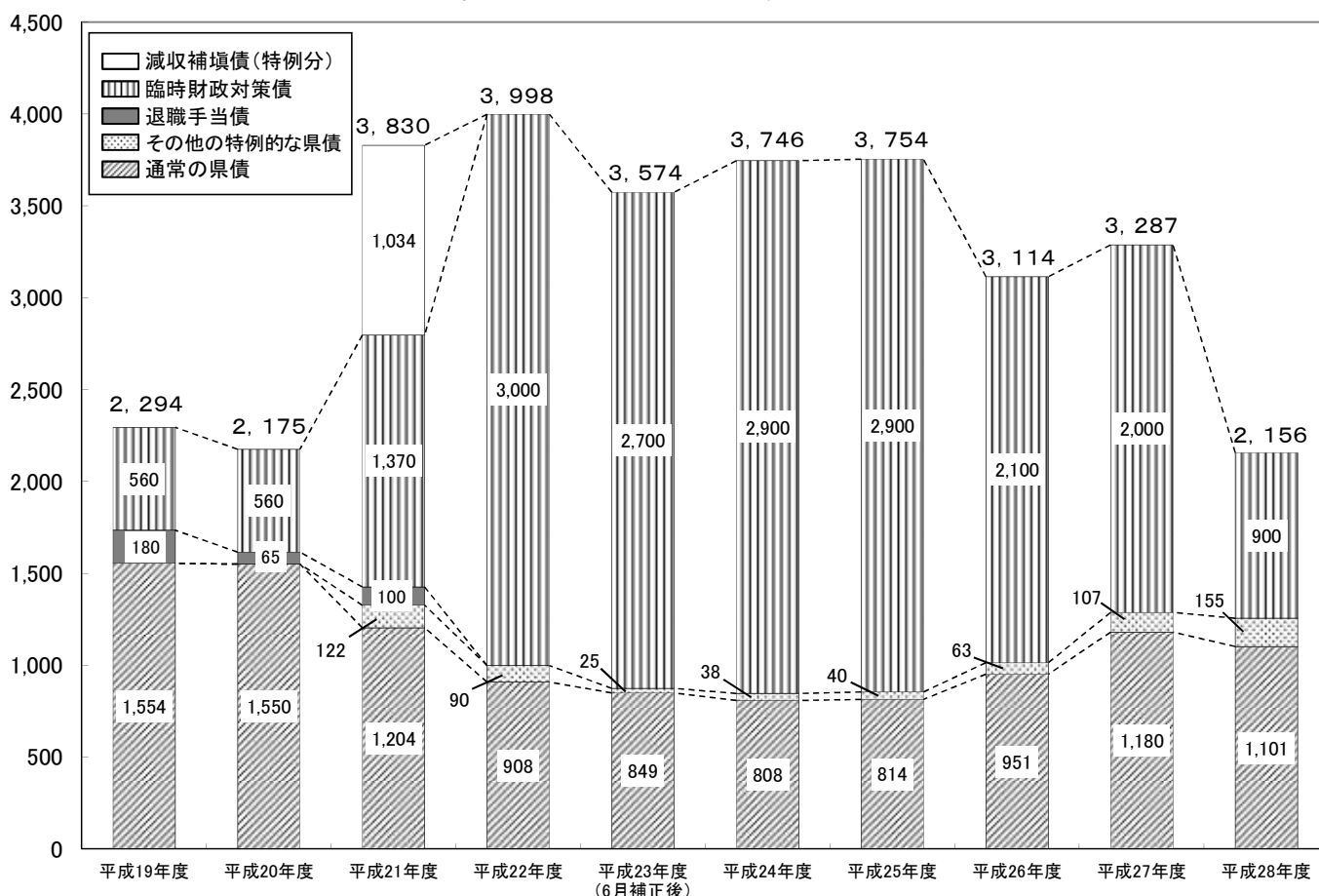


(注) 平成26年度までは決算額。平成27年度は最終予算見込ベース、平成28年度は当初予算見込ベース。
 白抜きは、臨時財政対策債、減収補填債、臨時税収補填債、退職手当債、調整債、第三セクター等改革推進債、除却債の計としている。
 県債残高の()は、減債基金の積立残高を控除した額。

○ 特例的な県債の残高は、臨時財政対策債の大幅な減少により増加幅が抑制されたものの、平成28年度末は全体の52.6%を占める見込み。
 ○ 一方で、通常の県債の残高は着実に減少させてきており、全体でも平成28年度末の県債残高は減少する見通し。

県債発行の状況(当初予算ベース)

(億円)



(注) 各年度は当初予算額。ただし、平成23年度は6月補正後予算額。
その他の特例的な県債は、調整債、除却債の計としている。

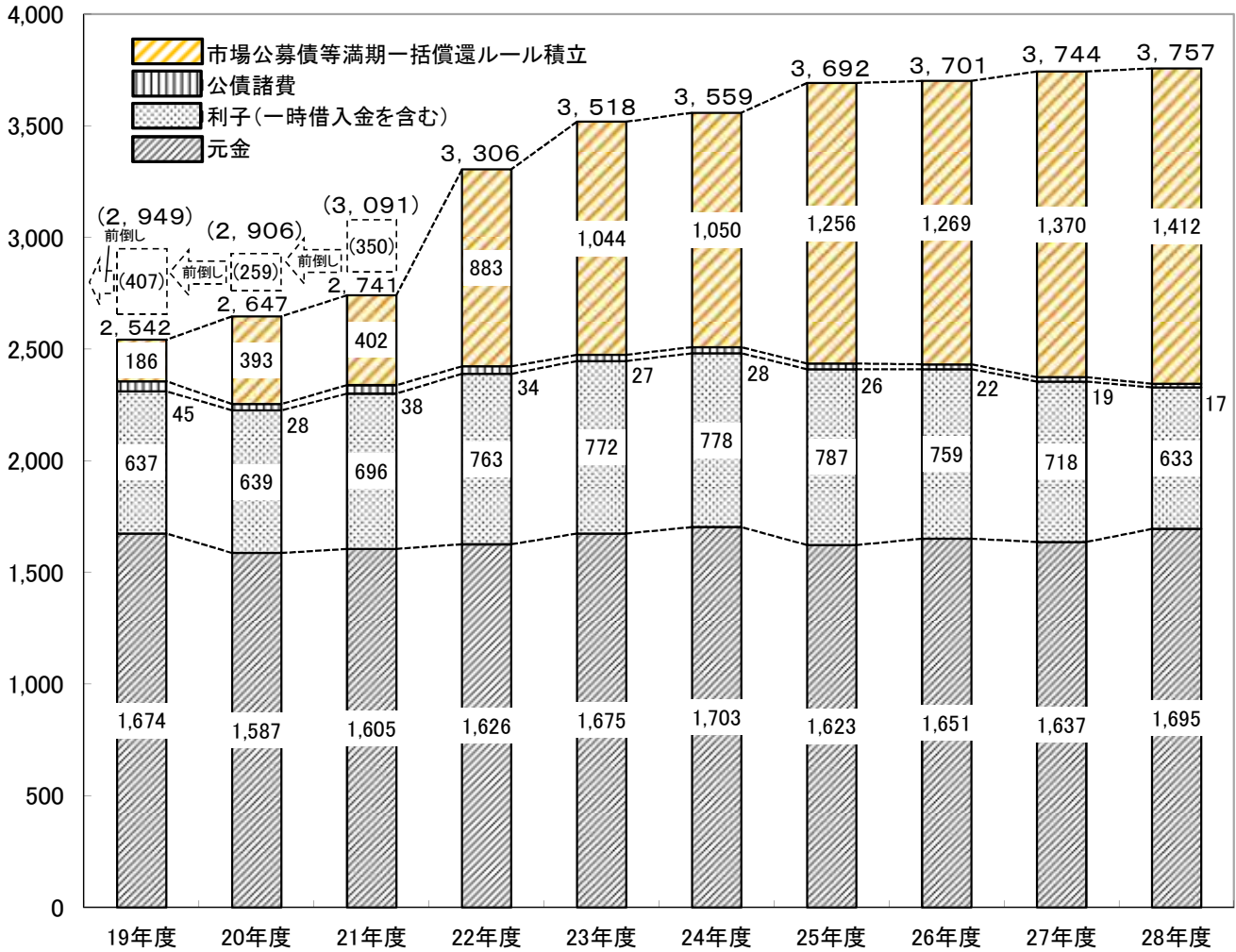
○ 地方交付税の振替措置である臨時財政対策債は、平成21年度以降大幅に増加。平成28年度は、県収入の増加に加え、臨時財政対策債の本県への配分割合の改善が見込まれることから、発行額が半減する見込み。

<特例的な県債>

- * **減収補填債**…普通交付税で算定された基準財政収入額が過大で実態の税収がそれを下回る場合に発行が認められる地方債。その元利償還額の75%が交付税算定上の基準財政需要額に算入される。平成19年度から、当分の間、建設事業等に充当しなくてよい特例債制度が設けられた。
- * **臨時財政対策債**…平成13年度の地方財政対策において設けられた特例地方債。地方交付税の振替措置であり、後年度にその元利償還額の100%が交付税算定上の基準財政需要額に算入される。発行可能額は、各地方団体の財源不足額(臨時財政対策債発行可能額振替前の基準財政需要額と基準財政収入額の差額)及び財政力を考慮して算出する財源不足額基礎方式により算定されるものであり、財政力が高い団体ほど臨時財政対策債の配分割合が大きくなる仕組みとされている。
- * **退職手当債**…大量定年退職等に伴う退職手当の大幅な増加に対応するため、定数削減効果等が償還財源として確保される場合に、発行が許可される特例地方債。
- * **調整債**…法人事業税の国税化に伴う減収額を補填するために認められた特例地方債。
- * **除却債(公共施設等の除却に係る地方債)**…公共施設等総合管理計画に基づいて行われる公共施設等の除却について認められた特例地方債。
- * 借換債除きで整理している。

公債費の状況(当初予算ベース)

(億円)



○ 近年の特例的な県債の増発に伴う県債残高の増加に対応して、公債費は高止まりしており、今後の動向に十分留意していく。

※ ()は、前年度の2月補正において前倒すこととした満期一括償還ルール積立を、それぞれ当年度の公債費に加えた額。

都道府県別財政指標（平成26年度普通会計決算ベース）

都道府県名	H22国調人口 人	地方債残高 千円	一人当たり残高		将来負担比率		実質公債費比率		財政力指数	
			円	順位	%	順位	%	順位		順位
1 北海道	5,506,419	5,819,827,192	1,056,917	37	317.4	46	20.8	47	0.39798	28
2 青森県	1,373,339	1,279,106,524	931,384	32	153.2	9	15.5	36	0.31666	36
3 岩手県	1,330,147	1,472,968,794	1,107,373	41	236.3	38	20.4	46	0.31846	35
4 宮城県	2,348,165	1,621,249,165	690,432	11	187.2	20	14.1	23	0.55892	15
5 秋田県	1,085,997	1,290,694,398	1,188,488	46	241.2	40	14.6	28	0.28017	44
6 山形県	1,168,924	1,179,008,732	1,008,627	35	230.2	37	13.6	21	0.32444	34
7 福島県	2,029,064	1,414,414,712	697,077	12	140.0	7	12.7	13	0.46882	20
8 茨城県	2,969,770	2,162,733,904	728,250	16	237.1	39	13.3	18	0.61857	8
9 栃木県	2,007,683	1,109,025,118	552,391	6	106.2	3	11.6	4	0.59446	11
10 群馬県	2,008,068	1,189,017,426	592,120	7	162.8	12	12.2	9	0.57485	12
11 埼玉県	7,194,556	3,796,254,688	527,657	5	203.5	29	12.3	11	0.75502	5
12 千葉県	6,216,289	3,044,061,498	489,691	4	164.6	13	11.2	2	0.76447	4
13 東京都	13,159,388	5,185,796,762	394,076	1	49.7	1	0.7	1	不交付(0.92532)	-
14 神奈川県	9,048,331	3,753,772,282	414,858	2	142.9	8	11.9	5	0.91658	3
15 新潟県	2,374,450	2,447,454,415	1,030,746	36	288.6	45	16.8	43	0.41310	25
16 富山県	1,093,247	1,239,117,246	1,133,428	43	264.3	44	16.1	40	0.43744	24
17 石川県	1,169,788	1,262,644,006	1,079,378	39	217.2	34	14.9	31	0.44606	22
18 福井県	806,314	862,691,713	1,069,920	38	171.1	16	15.3	34	0.36929	31
19 山梨県	863,075	985,389,513	1,141,719	45	213.2	32	16.2	41	0.37247	30
20 長野県	2,152,449	1,592,162,657	739,698	20	179.6	18	13.5	20	0.45392	21
21 岐阜県	2,080,773	1,496,457,495	719,183	14	195.0	26	15.3	34	0.50989	18
22 静岡県	3,765,007	2,725,834,411	723,992	15	229.8	36	14.5	26	0.69084	7
23 愛知県	7,410,719	4,902,265,617	661,510	9	212.7	31	15.1	32	0.92083	2
24 三重県	1,854,724	1,366,015,911	736,506	19	189.3	23	14.7	30	0.56076	14
25 滋賀県	1,410,777	1,059,453,230	750,971	21	198.7	27	14.5	26	0.52855	17
26 京都府	2,636,092	1,919,825,061	728,285	17	254.3	43	15.7	38	0.55279	16
27 大阪府	8,865,245	5,596,599,315	631,297	8	208.4	30	19.0	45	0.73756	6
28 兵庫県	5,588,133	4,394,650,762	786,426	23	333.0	47	15.8	39	0.60401	9
29 奈良県	1,400,728	1,104,298,940	788,375	24	171.0	15	12.0	6	0.40097	27
30 和歌山県	1,002,198	992,335,629	990,159	34	188.3	22	11.3	3	0.30657	38
31 鳥取県	588,667	660,870,279	1,122,656	42	107.2	4	12.7	13	0.24297	45
32 島根県	717,397	978,607,642	1,364,109	47	177.3	17	12.6	12	0.22864	47
33 岡山県	1,945,276	1,383,985,119	711,460	13	203.0	28	12.8	15	0.48433	19
34 広島県	2,860,750	2,153,988,232	752,945	22	241.8	41	14.6	28	0.56622	13
35 山口県	1,451,338	1,291,319,418	889,744	30	216.3	33	15.1	32	0.40867	26
36 徳島県	785,491	895,817,435	1,140,455	44	187.6	21	18.9	44	0.29953	42
37 香川県	995,842	860,074,130	863,665	28	191.7	24	13.4	19	0.44256	23
38 愛媛県	1,431,493	1,043,043,486	728,640	18	158.0	10	13.2	17	0.39632	29
39 高知県	764,456	837,858,570	1,096,019	40	158.0	10	12.0	6	0.23299	46
40 福岡県	5,071,968	3,382,698,878	666,940	10	247.7	42	14.2	24	0.59582	10
41 佐賀県	849,788	721,169,869	848,647	26	108.2	5	12.1	8	0.31223	37
42 長崎県	1,426,779	1,228,350,561	860,926	27	179.8	19	14.0	22	0.30082	41
43 熊本県	1,817,426	1,462,248,381	804,571	25	194.2	25	13.0	16	0.36900	32
44 大分県	1,196,529	1,048,713,464	876,463	29	165.7	14	14.4	25	0.34272	33
45 宮崎県	1,135,233	1,026,328,205	904,068	31	132.1	6	16.7	42	0.30427	40
46 鹿児島県	1,706,242	1,672,861,110	980,436	33	226.4	35	15.6	37	0.30598	39
47 沖縄県	1,392,818	671,826,812	482,351	3	57.2	2	12.2	9	0.29618	43
(単純平均)	2,724,625	1,906,061,462	833,724	-	192.3	-	14.1	-	0.47338	-

* 財政力指数が1を超える場合（基準財政収入額が基準財政需要額を上回る場合）には、当該団体は地方交付税の不交付団体となる。なお、東京都は特別区と合算して地方交付税が算定されるため、不交付団体となる。（上記数値は直近3箇年の平均値である。）

* 将来負担比率は一般会計等の地方債や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。

* 実質公債費比率は地方債の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの。

* 順位については、良い方（小さい）から1番としてある。

(平成28年度当初予算ベース)

- 引上げ分の地方消費税収は、扶助費などの社会保障施策に要する経費に充てられている。

引上げ分の地方消費税収 (56,878百万円)
(社会保障財源化分の市町村交付金を除く。)

扶助費などの社会保障施策に要する経費

(主な充当事業)

(単位：百万円)

事項及び事業名	当初予算額	財源	
		特定財源	一般財源
子ども・子育て支援	22,212	3,136	19,076
施設型教育・保育給付費	10,792		10,792
地域型保育給付費負担金	1,118		1,118
地域子ども・子育て支援事業費補助金	4,055		4,055
児童福祉措置費支弁金	6,247	3,136	3,111
医療・介護	138,703	9,641	129,062
地域医療介護総合確保基金積立金	6,986	4,664	2,322
介護給付費負担金	66,107		66,107
地域支援事業交付金	2,496		2,496
国民健康保険基盤安定制度負担金	19,236		19,236
国民健康保険財政調整交付金	33,548		33,548
低所得者保険料軽減負担金	204		204
指定難病等医療給付費	9,274	4,552	4,722
小児慢性特定疾病医療給付費	852	425	427
合 計	160,915	12,777	148,138